

受任通知兼回答書

令和6年6月17日

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 弁護士 野々山 宏 先生

事務局 弁護士 志部淳之介 先生

(fax 075-746-5207)

〒530-0047

大阪市北区西天満4-6-18

アクセスビル5階

弁護士法人 大阪芙蓉法律事務所

学校法人京都仏眼教育学園

京都仏眼鍼灸理療専門学校代理人

弁護士 幸 田 勝 利

弁護士 大 黒 光 大

(tel06-6315-8245/fax06-6315-6399)

冠省

第1 受任通知

当職らは、貴法人からの2024年5月15日付「消費者契約法第12条の4に基づく要請書」(以下「本件要請書」といいます)に関して、学校法人京都仏眼教育学園京都仏眼鍼灸理療専門学校(以下「当校」といいます)から依頼を受け代理人に就任しましたので、本書にて通知いたします。

第2 ご回答

早速ですが、本件要請書に対し、以下のとおりご回答いたします。

- 1 本件要請書では、当校ウェブサイト募集要項中の「入学辞退時における納入金返金の取扱いについて、令和7年3月31日(月)までに入学辞退を申し出た場合、入学考査料と入学金を除く納入金を返還いたします」との記載等、入学辞退の申し出の時期にかかわらず「入学金」を一律に返還しないとする条項について、説明を求められており、その理由として、当法人の「入学金」が他の専門学校に比較して高額にのぼる上(鍼灸・マッサージ科本科昼間部は90万円、マッサージ科選科夜間部は80万円)、その内訳等が明示されておらず、入学辞退者に対して返還しない入学金の金額が消費者契約法第9条第1項第1号の「平均的な損害の額」を超えると疑うに足りる相当な理由があるため等と主張されております。

2 当校では、学科や募集枠等に基づき予め入試日程を定めており、入学選考の結果、入学予定者が定員（鍼灸・マッサージ科本科昼間部は20名、マッサージ科選科夜間部は25名）に達した場合、それ以降の入試は実施しておりません。そのため、入試終了後に入学辞退者が出れば欠員が生じる事態となり、学費等の収入が減少し、学校運営に支障が生じてしまう可能性があります。そこで、学生の入学を可能な限り担保するために入学金を返還しない条項を定めているものです。

また、入学金が当校に入学しうる地位を取得するための対価としての性格を有するものであることからすれば、一旦入学し得る地位を取得した以上、その後辞退したからといって、入学金を返還しない旨の当該条項が存在すること自体は合理性を有するものといえます（なお、募集要項にも記載しているとおり、入学審査料及び入学金を除く授業料や施設維持費は、受領する教育サービスの対価であると考えられる以上返還することとしております）。

入学金の金額について、当校では、平成7年時点では本科・選科ともに現行より低額の70万円と設定していましたが、併せて学校運営を安定的に行うため平成12年頃までは寄付金を徴収しておりました。その後、平成14年に第1鍼灸科及び第2鍼灸科を新設した際、本科・選科の入学金を現行の金額に引き上げました。この理由としては、①生徒の教育環境の整備、②専任教職員、非常勤講師の増員、③教職員の待遇改善、④生徒の課外学習活動の強化及び支援、⑤教員の研究活動の強化、⑥経営基盤の安定（賃貸借部分の土地の取得及び設備面の維持とさらなる充実のため）等です。以後、現行の入学金で運用してきておりますが、これまで入学者及び入学辞退者から入学金額やその返金等について異議を述べられたことはありませんでした。

もっとも、本件要請書での指摘を踏まえ、当校として入学金の見直し等を検討しております。既に現行の入学金を支払って入学している在校生ないし卒業生との不均衡が生じるおそれがあるため慎重を要すること、学則の変更等を伴うため一定の期間を要しますが、前向きに検討を進めていく予定です。

なお、当校では、学生の学費等の負担を少しでも軽減すべく、平成29年から、全ての学生が受給資格を持つ京都仏眼成績優良者特別奨学金（給付型）制度を新設しております。この制度は、最大2年間で、本科は65万円、第1鍼灸科は60万円、選科・第2鍼灸科は55万円の給付型奨学金（実質上は授業料減免）を実施してきている現状です。

以上のとおり、回答いたします。

草々